



令和3年1月28日  
第2回教育委員会資料  
教育部指導課

東京都立立川高等学校と立川市教育委員会との連携・協力に関する協定書

東京都立立川高等学校（以下「高校」という。）と立川市教育委員会（以下「市」という。）とは、連携・協力により相互の発展及び充実を図り、地域社会の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 高校と市は、この協定に基づく連携のもと、協力して双方の発展と充実を図るものとする。

（連携・協力事項）

第2条 高校と市は、次の号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 生徒の社会教育実習に関する事。
- (2) 社会教育施設を活用した各種事業に関する事。
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事。
- (4) 教育関係者の養成・研修に関する事。
- (5) 研究開発・共同研究に関する事。
- (6) 学術資料、刊行物及び学術情報の交換に関する事。
- (7) その他高校と市が必要と認める連携・協力に関する事。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を生じるものとし、高校と市のいずれかが協定の終了を申し入れない限り、継続するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、高校と市が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ各1通を保有する。

令和3年1月18日

東京都立川市錦町2-13-5  
東京都立立川高等学校

東京都立川市泉町1156-9  
立川市教育長

吉田 順一

小町 邦彦

吉田 順一

小町 邦彦